

熱中症警戒情報・熱中症特別警戒情報について

	熱中症警戒情報	熱中症特別警戒情報
一般名称	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
位置づけ	気温が著しく高くなることにより熱中症による<u>人の健康に係る被害が生ずるおそれがある</u>場合 (熱中症の危険性に対する気づきを促す) <これまでの発表回数> R3: 613回, R4: 889回, R5:1,232回 <u>R6: 1,722回</u>	気温が<u>特に</u>著しく高くなることにより熱中症による<u>人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある</u>場合 (全ての人が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援) <u>2024年4月から運用を開始。発表は一度もなし。</u>
発表基準	<u>府県予報区内の1地点以上</u>で暑さ指数(WBGT)が<u>33</u>以上になると予測した場合に発表	<u>都道府県内</u>の、<u>全ての</u>暑さ指数情報提供地点で、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が<u>35以上</u>になると予測した場合に該当都道府県に発表 (<u>上記以外の自然的社会的状況に関する発表基準について、令和6年度以降も引き続き検討</u>)
発表時間	前日 <u>17時</u> 頃 及び 当日 <u>朝5時</u> 頃に発表	<u>前日10時頃</u> における翌日の予測値で判断し、 <u>前日14時</u> 頃に発表

令和7年度運用期間：令和7年4月23日～令和7年10月22日